

総務省令第十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣 原口 一博

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令

登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四号第三の二の表その他の無線局の項を次のように改める。

その他の無線局	
一 周波数	・ 五については、設備規則第四十五条の
二 占有周波数帯幅	十二の六第四号に掲げる無線設備の無線
三 スプリアス発射又は不要発射の強度	局に限る。
四 空中線電力	・ 七、八及び九については、海岸局（八
五 送信パルス特性	及び九を除く。）、航空局、無線航行陸

附 則

	六 隣接チャンネル漏えい電力	
九	選択度	
八	受信感度	
七	変調特性	上局及び無線標識局に限る。

この省令は、公布の日から施行する。